

熊本県福祉サービス第三者評価結果公表基準
(保育所版)

◎ 評価機関

名 称	社団法人熊本県社会福祉士会 福祉サービス第三者評価事業
所在地	熊本市東区健軍本町1-22 東部ハイツ105
評価実施期間	平成24年12月15日～平成25年3月14日
評価調査者番号	① 第08-014
	② 第09-015
	③ 第07-026

1 福祉サービス事業者情報

(1) 事業者概要

事業所名称：社会福祉法人済生会熊本福祉センター (施設名) 済生会しらふじ保育園	種別：保育所
代表者氏名：業務担当理事 須古 博信 (管理者) 園長 森本 成一	開設年月日：平成16年4月1日
設置主体：社会福祉法人済生会熊本福祉センター 経営主体：社会福祉法人済生会熊本福祉センター	定員：150名 (利用人数) 167名
所在地：〒861-4112 熊本市南区白藤3丁目2-70	
連絡先電話番号：096-357-2551	FAX番号：096-357-2672
ホームページアドレス	http://sk-fukushi.jp/work/shirafuji.html

(2) 基本情報

サービス内容 (事業内容)	施設の主な行事					
障害児保育・延長保育・一時預かり 学童保育	お見知り遠足・子供の日のお祝い会・プール開き・お泊まり保育・秋祭り・秋の遠足 発表会・餅つき・どんどこや・お別れ遠足					
居室概要	居室以外の施設設備の概要					
乳児室・保育室・沐浴室・ランチルーム 多目的ルーム・図書コーナー・事務所 厨房・エレベーター	園庭・組み立てプール・遊具・駐車場・ベランダ・屋上					
職員の配置						
	職 種	常 勤	非常勤	資 格	常 勤	非常勤
	園長	1		保育士	27	1
	主任保育士	1		看護師		1
	保育士	26	1	調理士・栄養士	3	1
	看護師		1			
	調理士	3	1			
	事務職	1				
	保育補助		2			
	合 計	32	5	合 計	30	3

※ 資格の種別は、保健・福祉・医療に関するものを記入してあります。

※ 複数の資格を持ち重複計上している場合があるため、職種と資格の数は必ずしも一致しません。

2 評価結果総評

◆ 特に評価の高い点

○人事考課制度が確立されています。

キャリアパス（経歴に応じた昇進・昇格の基準や要件）の体系が整備されており、職階に関する事項として、役職制度や求められる能力や資格に応じた待遇があります。また、人事考課として「成績考課」「情意考課」「能力考課」で自己評価を行い、あるテーマについてのレポートの提出後、直属上司や管理者の判定や面接等によって、賞与・昇格が決められます。さらに、昇格・昇給・報奨金制度として試験制度が採用されており、資格取得や取得後の報奨金制度が確立しています。

○地域との交流と連携が活発に行われています。

「夏祭り」は、自治会役員や保護者会そして保育園との共同開催で、ゲーム大会やバザー等が行われるほか、年長児の和太鼓が披露され、600名程度の地域住民等の参加があります。「花の日訪問」は、開設当初から地域との交流を深めるために、各家庭から持参してもらった花を花束にして、2日間に亘り、日頃交流のある済生会熊本病院・川尻消防署・川尻派出所・自治会長宅等約20カ所に、年長児を中心に訪問し積極的な地域交流が図られています。また「和太鼓による交流」では、地域の交通安全週間の出発式に年長児が和太鼓演奏を披露し、地域との交流が広く行われています。

○きめ細かい保育サービスの提供が図られています。

各クラスとも月齢などによって「月」と「星」の2グループに分けられ、園児一人一人を大切にされた保育サービスが提供され、保育者がより丁寧に子どもと関われるよう配慮されています。少人数での保育が可能のため、保育者は余裕をもって保育に取り組むことができ、穏やかな雰囲気の中で子どもたちは安心して園生活を送っています。

○何よりも日々の保育の積み重ねを大切にされています。

各種行事のうち運動会と発表会以外については、保護者によるカメラやビデオ撮影をお断りされています。子どもの様子を記録ではなく、しっかりと目に焼きつけて、その光景を記憶に留めてもらうように保護者に働きかけられています。そしてまた、「行事」として見せるのではなく、日頃の保育の様子を見ていただくように心掛けられています。

◆ 改善を求められる点

○園と職員並びに保護者との信頼関係の再構築が求められます。

保育の実践について、職員の自己評価の結果で一部否定的な意見もあり、十分な説明と周知に課題が認められます。また、保護者への利用者調査結果では、保育園の満足度が8割弱と高い反面、例えば、運動会におけるマーチング演奏の取り止めやアルバムの廃止などに不満の声がありました。ヒアリングにおいて、これらの事案は印刷物の配布や説明会の開催によって周知されたとのことですが、保護者が十分に納得できる説明についての工夫が求められます。

○サービス開始時には、保育内容等について利用者への説明と同意が必要です。

保育内容について、園のしおりやパンフレット等で説明は行われていますが、評価基準では利用者の同意も求められています。運営理念や保育方針、保育園での生活、保育時間、持参品、延長保育時間や料金体系を詳細に説明し、利用者の同意を得て書面に残

す必要があります。

3 第三者評価結果に対する事業者のコメント（400字以内）

(H25.2.5) 受審に向けて職員の意識・保育内容・システムの見直し等を積極的に行いました。受審結果をしっかりと受け止め、保育の質の向上や改善・職員の意識向上に取り組んで参ります。今後は定期的に受審し、引き続きレベルアップに努めたいと考えています。

4 評価分類別評価内容

<p>評価対象 I</p> <p>1 理念・基本方針</p>	<p>社会福祉法人恩賜財団済生会は明治44年に設立され、全国各地で医療と福祉の増進に取り組まれています。熊本県では済生会熊本病院の他、平成16年より済生会熊本福祉センターとして障がい児・者施設、保育所など7ヶ所の福祉施設を運営されています。一人ひとりを尊重し、共に生きる社会の実現を目指すとともに、保育園としては、子どもの主体性を育み、基本的な生活習慣を身につけさせるための方針を掲げて運営されています。</p> <p>法人の理念や基本方針は、ホームページや施設の玄関や各階に設置された掲示板に掲示され、機関誌やパンフレット等の印刷物でも周知が図られています。職員に対しては、職員会議等で説明するとともに、理念や基本方針が記載されたカードを配布することによって周知されています。保護者に対しては、年度初めの座談会や運営方針説明会等の機会に周知されています。さらに、地域に対しては、白藤コミュニティセンターや法人内の関連6施設にパンフレットを置くことによって周知が図られています。</p>
<p>2 計画の策定</p>	<p>中・長期事業計画や長期収支計画、施設整備計画等については、保育園だけではなく、法人全体の済生会福祉センターの中・長期計画として全9ページに亘り策定されています。①地域特性を生かした背景やビジョンで保育サービスの充実を謳い、②個別支援の拡充、③果たすべき役割として、質の高い保育サービスの提供を実現するために、法人内施設全体として順次の第三者評価受審、苦情解決制度の活用、利用者満足度についてのアンケート実施、④経営の健全化、情報システムの整備、⑤社会的責任の活動の推進として、コンプライアンス意識の徹底・地域貢献活動の実施・人権擁護活動、⑥保健・医療・福祉の研究体制の推進で、各種研修会や勉強会への積極参加、広報活動の充実等の計画が策定されています。</p> <p>しかし、一連の計画策定の過程が、各グループの管理者により作成された法人全体の計画であり、その計画内容を各職員へ周知する工夫が必要です。また、単年度の事業計画においても、策定への職員参画方法や職員並びに利用者への周知方法についての工夫も求められます。</p>
<p>3 管理者の責任とリーダーシップ</p>	<p>管理者は自らの役割と責任について、職務分掌の中で明文化され、運営管理・事務管理・職員の管理・保育計画立案・渉外担当・</p>

	<p>契約担当等の役割が示されています。また広報誌や職員研修でも自らの役割を明示されています。</p> <p>管理者がリーダーシップをとり、平成22年度に全面改修された園舎は木の温もりが感じられ、障がい児にも配慮したユニバーサルデザインの考え方が随所に見られます。また、段差解消、防犯カメラ・緊急通報装置・電磁錠・オゾン水殺菌等の設置による安全対策を行うことよって、より良い保育環境が子どもたちに提供されています。</p> <p>経営や業務の効率化においては、法人の中期計画の中で、経営の健全化のために施設利用率の増加対策・人材の確保や適正配置・事務費の抑制・質の高い福祉サービスの提供等を掲げ、園内でも、園長・主任・副主任・各職階代表で検討が重ねられています。</p>
<p>評価対象Ⅱ</p> <p>1 経営状況の把握</p>	<p>園長は熊本市保育所連盟の役員を努められ、保育園関係団体等の会議に積極的に参加し、保育環境を取り組む課題や施策の動向、そして熊本市の今後5年間の保育需要の情報収集等に努められています。</p> <p>また、済生会熊本福祉センターグループの管理者会議においても、経営分析や課題の把握が行われており、その対応策についての検討がなされています。さらに職員に対しても、グループ内の経営状況や今後の施策動向等が職員会議において定期的に伝えられています。</p> <p>外部監査については、公認会計士より毎月の会計チェックや経営分析による指導を受け、その指摘事項に基づいて経営上の課題の改善に取り組まれています。</p>
<p>2 人材の確保・養成</p>	<p>キャリアパス（経歴に応じた昇進・昇格の基準や要件）の体系が整備されています。①職階に関する事項として、役職制度や求められる能力や資格等に応じた待遇があります。②人事考課として「成績考課」「情意考課」「能力考課」で自己評価を行い、あるテーマについてのレポート提出後、直属上司や管理者の判定や、面接等によって、賞与や昇格が決められています。③昇格・昇給・報奨金制度としての試験制度が採用され、資格取得や取得後の報奨金制度が確立しています。</p> <p>職員の就業状況の配慮については、有給休暇取得率を向上させるために誕生日休暇があり、誕生日に1日～5日程度の有給休暇の集中取得を目指されています。また、時間外労働を極力減らすために、柔軟なフレックスタイム制度を採り入れています。</p> <p>職員の福利厚生の一環として、熊本市中小事業共済制度加入や法人内での互助会制度・済生会熊本病院受診の半額補助制度等を実施し、職員の福利厚生の充実に取り組まれています。</p> <p>職員の教育研修については、中期計画の中でも大きな柱の一つとして位置づけられ、研修目的や実施方法が確立されています。しかし、研修計画が一部の職員だけを対象とする内容になってい</p>

	<p>ます。さらに、研修成果の評価分析が十分行われておらず、次の研修計画への反映がされていないので、今後の検討課題であると考えられます。</p> <p>実習生の受け入れについては、その意義や方針もマニュアル化されており、受け入れ担当者窓口の設置や事前説明、オリエンテーションも実施し、実習校との連携や研修にも参加されています。</p>
3 安全管理	<p>地震・津波・大雨・火事等の災害については、それぞれの対応マニュアルを作成した上で担当者が定められ、地元の関係機関、警察・消防署等との連携も図られています。</p> <p>管理者は、利用者の安全確保に主体的に取り組んでおり、事故処理マニュアル、感染症対応マニュアルや対応チャートも整備されています。また、担当者を定め、感染症等のリスクに対する管理体制が整備され、職員に対しても職員会議やミーティングで周知されています。しかし、利用者の安全を脅かすヒヤリハット事例については、リスク把握のための事故報告書はあるものの、ヒヤリハット報告書が整備されていませんでした。再発防止を図る上で、ヒヤリハット報告書を整備し、収集した事例を基に、全職員で発生要因を分析し検討することが望まれます。</p>
4 地域との交流と連携	<p>中期事業計画の中で地域貢献活動の実施として、「花の日訪問」や和太鼓による活動が掲げてあり、「夏祭り」では、自治会役員や保護者会そして保育園との共同開催でゲーム大会やバザー等が行われるほか、年長児の和太鼓が披露され、600名程度の地域住民等の参加があります。「花の日訪問」は、開設当初から地域との交流を深めるために、各家庭から持参してもらった花を花束にして、日頃交流のある済生会熊本病院・川尻消防署・川尻派出所・自治会長宅等約20カ所に、年長児を中心に2日間に亘り訪問されています。また、「和太鼓による交流」では、地域の交通安全週間の出発式に年長児が和太鼓演奏を披露し、地域との交流が広く行われています。</p> <p>施設の福祉サービス提供機能を地域に還元するため、一時預かりや学童保育を始め、子育て相談等に取り組まれています。また、ボランティアの受け入れについては、意義や方針等の整備と職員への説明までは行われていますが、実際の受け入れは無いため、今後、受け入れについての工夫が求められます。</p> <p>関係機関との連携では、地域の子育てネットワークでの行政や民生児童委員との会議を通して、情報交換や施設の福祉サービス提供機能を紹介したパンフレット等が配布されています。しかし、具体的課題や事例の検討等については、今後の取り組みが求められます。</p>
評価対象Ⅲ 1 利用者本位の福祉サービス	<p>利用者を尊重する姿勢については、基本姿勢がパンフレットやホームページ等に明示され、利用者アンケートにおいても、「子ども本位で安心して預けることができ、しつてもしてくれる」等の意見がありました。</p>

	<p>済生会熊本福祉センター全体でも、中期計画でコンプライアンスの遵守を謳い、個人情報に関しては利用者よりアンケートをとり、個々の情報についての開示の可否を確認して活用されています。職員については、プライバシー保護や個人情報に関する守秘義務に関する「誓約書」を全員から取られています。</p> <p>利用者満足や、意見を述べやすい仕組みについては、年6回の懇談会を開催しその中で保護者からの意見収集に努められ、保護者会を結成し総会や役員会等で検討されています。年度初めには保育方針やクラスの保育の説明も行われています。</p> <p>苦情解決については特に取り組んでおり、迅速な対応と利用者満足度85%を目指し、苦情が出れば園内はもちろん法人組織全体で解決に当たる取り組みが確立されています。</p>
<p>2 サービスの質の確保</p>	<p>サービスの質の確保については、中期計画で第三者評価の受審や苦情解決制度の積極的活用、利用者満足の為のアンケートの実施を掲げ、とりわけ第三者評価受審はサービス提供の客観的評価として、今後6年間ですべての施設が受審する計画となっています。現在は、保育所の自己評価ガイドラインに沿って評価していますが、客観的評価や結果分析、その後の改善策や改善計画の策定については今後の課題となっています。</p> <p>提供している福祉サービスの標準的な実施方法として、保育方針に則って子どもたちの主体性を育み、基本的な生活習慣を身につけさせるとともに、保育者や友達との触れ合いを通じて周りを大切にすることを学ぶことが確立されており、全般的なマニュアルや、個々の保育場面・登園の場面・食事の場面・遊びの場面・散歩の場面・水遊びの場面・保護者との連携の場面等での保育者の関わり方や配慮事項が文章化され会議等で周知されています。定期的な検証や見直しについては今後の課題です。</p>
<p>3 サービスの開始継続</p>	<p>利用希望者への必要な情報提供については、パンフレット・ホームページ・広報誌等で行われているほか、しらふじコミュニティセンターや関連施設においても情報提供がなされています。また、来園するサービス利用希望者に対しては、掲示板において現在の利用申込者数の情報を開示しています。</p> <p>サービス継続に配慮した対応には、園児の個人記録や相談窓口等がありますが、保育所変更の場合には保護者が希望しなかったこともあり、保育所での記録や生活内容等の情報提供が不十分な面も見られました。</p> <p>サービス開始時の利用者に対する説明と同意については、一覧表によって運営理念や保育方針、保育園での生活、保育時間、持参品、延長保育時間や料金体系を詳細に説明し、利用者の同意を得て書面に残す必要があります。</p>
<p>4 サービス実施計画の策定</p>	<p>利用者のアセスメントについては、一般的なフェイスシートでの既往歴・発育状況・検診結果・かかりつけ医の情報等がありました。しかし、職員の自己評価でも積極的なアセスメントを求める声もあり、今後は、子どもの姿が見えるアセスメント項目も求</p>

	<p>められます。</p> <p>サービスの実施計画は、年間指導計画、月間指導計画、週間指導計画、園児個人毎の指導計画は、担当者が決められた上で策定されています。しかし、定期的な見直し等についてはP D C Aサイクルに従った方法を採用することが望まれます。</p>
<p>評価対象Ⅳ A-1 保育所 保育の基本</p>	<p>保育過程については、保育方針や保育目標に基づき園長並びに主任保育者を中心として策定された後、年度末の職員会議において諮られ、全職員に周知徹底されています。</p> <p>乳児保育のための適切な環境が整備され、園児の睡眠中は5分おきに呼吸確認等が行われていますが、睡眠チェック表における確認印が職員の個人名になっておらず、その点の改善が求められます。また、乳児のおんぶの仕方のマニュアル作成やS I D S (乳幼児突然死症候群)に関する園内研修会の早急な実施が望まれます。</p> <p>1歳以上児の保育についても、保育環境並びに保育者の配置等に十分な配慮がなされています。とりわけ、子どもたちが主体的に、集中して遊ぶための環境設定に重点が置かれています。各クラス内で子どもたちが自由にコーナー遊びを楽しめるほか、園舎の1階並びに2階に絵本コーナーが設けられ、保護者も利用できるようになっています。なお、3歳以上児クラスについては、平日の夕方(16:45)より3クラスに分かれて縦割り保育を行うことにより、園内での異年齢児交流が積極的に図られています。</p> <p>年少児クラスからリトミック教室に参加するほか、年長児クラスから外部講師を招いて和太鼓の練習に取り組むことによりリズム感を習得し、音楽の楽しさを知るとともに、協調性も学ばれています。日頃の練習の成果は、祖父母の集いや秋祭り・運動会・発表会などで披露するほか、和太鼓の演奏会を通じてYMCA赤水保育園と交流を図り、年1回交互に訪問し合っています。なお、リトミックについては、発表会の場で、各クラスの子どもたちの発達に即した無理のない内容を発表しています。</p> <p>年長児の就学先である力合小学校や川尻小学校との連携を図る観点から、小学校教諭と意見を交換するほか、保育所児童保育要録を作成、送付されています。</p> <p>運動会や発表会といった大きなイベントは、保護者用の駐車場確保の問題もあり、園外の体育館やホールを借用して開催されています。年長児クラスは、年1回、近隣にある市営団地の清掃活動に参加されています。</p> <p>子どもを一人の個人として尊重するためのマニュアルが作成された上で、その内容を職員が確認する機会が定期的に設けられています。とりわけ、体罰や保育者として相応しくない言葉かけなどがないように周知徹底されています。</p> <p>全面改修された園舎は全館バリアフリーの構造となっており、エレベーターも併設されていますので、身体的なハンディキャッ</p>

	<p>プを負った人でも利用しやすい施設となっています。また、各保育室は採光に非常に優れ、床暖房や空調設備などの設備も充実している上、避難経路も広くきちんと整備されています。また、登園時並びに降園時以外の時間帯は園の門扉が電子ロックされているだけでなく、不審者対策として各保育室への緊急通報装置の設置とともに、警備会社との警備委託契約も締結されています。</p> <p>職員の資質向上の観点から、保育者等が主体的に自己評価に取り組むことによって保育の改善を図ることが必要とされますが、クラス単位での自己評価は行われているものの、「自己評価ガイドライン」等に基づいての個々人の自己評価が行われていません。自己評価によって、自らの保育実践を振り返ることで改善を図るとともに、専門性の向上を図ることのできる体制整備が望まれます。</p> <p>クラスだよりについては、担当者によって手書きされる場合とパソコンで制作される場合があるようですが、後者のケースにおいて、そのデータ保存方法等が確立されていません。個人情報保護の観点からも、当該データの保存方法や保存場所などについての早急なマニュアル整備が望まれます。</p> <p>日常保育における伝達事項は、子どもたちのお昼寝中に開催される「10分ミーティング」において報告された後、全職員に周知されています。</p>
<p>A-2 子どもの生活と発達</p>	<p>個々の子どもを受容した保育が実践されるとともに、それに相応しい援助が保育者によってなされています。</p> <p>「気になる子ども」に対する支援会議が毎月1～2回定期的に開催され、対応方法等についての職員に対する周知が図られています。また、障がい児個人の発達記録が作成され、障がいを有する子どもについての情報を職員間で共有することによって、より良い支援が行われるよう努める一方で、職員の加配などによって職員配置にも十分に配慮されています。なお、障がい児保育についての外部研修会にはなかなか参加できないものの、隣接している同法人「なでしこ園」と連携することによって、具体的な支援方法や支援にあたって注意すべき点などを学ぶことができます。</p> <p>長時間保育の利用児については、当該児が園生活にストレスを抱えないように十分に配慮するとともに、とりわけ職員間の引き継ぎミスやお迎えに来た保護者への伝達事項の伝達漏れなどがないよう細心の注意を払われています。</p> <p>健康管理マニュアルや保健計画が整備され、与薬についても各クラスの担当保育者がクラスにおいて対象児に与える旨のルールが作成されています。</p> <p>園舎の1階にランチルームが整備され、3歳以上児が利用されています。各自ハンカチを持参しているため、ランチルーム内の手洗い場を自由に使用できます。また、おかわりの際は保育者が</p>

	<p>手助けするものの、子ども自身で食べられる分量をつぎ分けています。なお、給食献立表は、熊本市の献立表を参考として栄養士が中心となり、調理師や保育者の意見も反映させて毎月作成し、配布されていますが、日々の献立だけでなく、各月のテーマや給食目標も掲載されていますので、それに対する評価や反省なども合わせて実施することが望ましいと考えられます。</p> <p>給食の検食は園長を含み、職員が交代で行っています。毎月実施される職員会議において、必ず給食担当者のコーナーが設けられており、保育者からも給食についての意見や要望が出されることで給食内容の改善が図られています。また、食育の観点から、12月のクリスマス会と3月のお別れ会の際にバイキング形式の給食を提供しているほか、毎年3月に「ランランランチ」を2日間にわたり年長児クラスで実施し、保護者に参加してもらっています。食育計画は、保育計画や指導計画の中にもきちんと位置づけられ作成されていますが、食育の実施にあたっては、家族や地域社会と連携を図り、保護者の協力が欠かせませんので、そのような観点から、食育が一層推進されることが望まれます。</p> <p>嘱託医に依頼して、6月と11月に園児の内科検診を実施するとともに、6月は歯科検診も実施されています。さらに、プール遊びが始まる前には、園児並びに職員を対象としたぎょう虫検査も行われています。これらの結果は保護者並びに職員にもきちんと伝達され、その後の保育内容に反映されています。この他、南部保健センターによる年中児並びに年長児を対象とした歯磨き指導も実施されています。</p> <p>現在、食物アレルギーを有する子どもが数名在籍しているので、給食時に誤配等が生じないように、識別可能な個別のお盆を使用されています。アナフィラキシーショックによる死亡の恐れもあることから、アレルギー症状のある子どもの保護者とは連絡を密に行うとともに、職員会議などでアレルギー疾患等についての知識や情報の共有化に努めています。</p> <p>主任保育者が担当者となり保健衛生マニュアルを作成し、職員への周知を図っています。但し、衛生管理に関する定期的な検討会は開催されていないため、この点に関して改善を図ることが望まれます。なお、オゾン水を配水することによって、食材の殺菌は勿論のこと、園児が使用する遊具等の消毒にも活用されています。さらに、給食室から排水されるグリーストラップ内の浄化のためにオゾン発生装置が設置されています。</p>
<p>A-3 保護者に対する支援</p>	<p>専用ケースを用いて給食サンプルを掲示することによって、日々の献立やボリュームを保護者に伝えられています。3歳未満児クラスについては、連絡帳への保護者からの記入によって家庭での食事の状況を把握できていますが、3歳以上児クラスについては、連絡帳での把握ができないために、園児からの口頭での確</p>

	<p>認にとどまっています。今後、園と家庭との連携が十分に図られるような体制作りが課題として挙げられます。また、年中児クラスの後半より、原則として、連絡帳への記入がなくなるので、お迎えの時に担当保育者が保護者との積極的なコミュニケーションを図られています。</p> <p>3歳以上児クラスの保護者を対象として、毎年6月に「ファミリーディ」（1日）を開催されています。前半は、園での子どもたちのありのままの姿や保育の様子を保護者に見ていただき、後半は講師を招いて子育て支援会を実施されています。また、年1回、保護者向けの「子育て座談会」をクラス毎に開催し、子育ての喜びを分かち合ったり、様々な情報交換をしたり、意義のある時間を過ごされています。</p> <p>保護者に園行事への積極的な参加を促すために、保護者会を組織した上で、運動会・秋祭り・発表会といった主たる行事には保護者一世帯当たり1名のお手伝いをお願いされています。保護者会運営の中心は会長・副会長・会計・監査の4役であり、保護者会活動の活性化に寄与してもらっています。</p> <p>不適切な養育や様々な虐待を受けていることが疑われる子どもの早期発見については、日常保育に携わる保育者が注意深く取り組まれています。虐待を発見した場合には、当該事実をすぐに園長に報告するとともに、児童相談所との連携を図る体制が確立されています。しかし、園内には、虐待を見聞きした場合の通報を促す啓発ポスターが掲示されているものの、児童虐待を発見した場合の対応等に関するマニュアルの整備並びに当該マニュアルに基づく園内研修の実施が不十分なので、この点について改善されることが望まれます。</p>
--	---

(参考) 利用者調査の手法等

調査の手法	対象者	対象数(人)	基準数に満たない場合の理由
アンケート調査	利用者本人	78人	
	家族・保護者		
聞き取り調査	利用者本人		
	家族・保護者		
観察調査	利用者本人		

評価細目の第三者評価結果 【 保育所版 】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。		
	I-1-(1)-① 理念が明文化されている。	Ⓐ・b・c
	I-1-(1)-② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	Ⓐ・b・c
I-1-(2) 理念、基本方針が周知されている。		
	I-1-(2)-① 理念や基本方針が職員に周知されている。	Ⓐ・b・c
	I-1-(2)-② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	Ⓐ・b・c

I-2 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
	I-2-(1)-① 中・長期計画が策定されている。	Ⓐ・b・c
	I-2-(1)-② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	a・Ⓑ・c
I-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
	I-2-(2)-① 事業計画の策定が組織的に行われている。	a・Ⓑ・c
	I-2-(2)-② 事業計画が職員に周知されている。	a・Ⓑ・c
	I-2-(2)-③ 事業計画が利用者等に周知されている。	a・Ⓑ・c

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
	I-3-(1)-① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	Ⓐ・b・c
	I-3-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	Ⓐ・b・c
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
	I-3-(2)-① 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	Ⓐ・b・c
	I-3-(2)-② 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	Ⓐ・b・c

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
	Ⅱ-1-(1)-① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	Ⓐ・b・c
	Ⅱ-1-(1)-② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	Ⓐ・b・c
	Ⅱ-1-(1)-③ 外部監査が実施されている。	Ⓐ・b・c

Ⅱ-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。		
	Ⅱ-2-(1)-① 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	Ⓐ・b・c
	Ⅱ-2-(1)-② 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	Ⓐ・b・c

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	a・b・c
	II-2-(2)-② 職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	a・b・c
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
	II-2-(3)-① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	a・b・c
	II-2-(3)-② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	a・b・c
	II-2-(3)-③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	a・b・c
II-2-(4) 実習生の受入れが適切に行われている。		
	II-2-(4)-① 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・c

II-3 安全管理

		第三者評価結果
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。		
	II-3-(1)-① 緊急時（事故、感染症の発生時など）における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	a・b・c
	II-3-(1)-② 災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。	a・b・c
	II-3-(1)-③ 利用者の安全確保のためにリスクを把握し、対策を実行している。	a・b・c

II-4 地域との交流と連携

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
	II-4-(1)-① 利用者と地域との関わりを大切にしている。	a・b・c
	II-4-(1)-② 事業所が有する機能を地域に還元している。	a・b・c
	II-4-(1)-③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	a・b・c
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
	II-4-(2)-① 必要な社会資源を明確にしている。	a・b・c
	II-4-(2)-② 関係機関等との連携が適切に行われている。	a・b・c
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズを把握している。	a・b・c
	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	a・b・c

評価対象III 適切な福祉サービスの実施

III-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
	III-1-(1)-① 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・b・c
	III-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	a・b・c
III-1-(2) 利用者満足の向上に務めている。		
	III-1-(2)-① 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取組をおこなっている。	a・b・c
III-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
	III-1-(3)-① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	a・b・c
	III-1-(3)-② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	a・b・c
	III-1-(3)-③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	a・b・c

Ⅲ-2 サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。		
	Ⅲ-2-(1)-① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	a・ b ・c
	Ⅲ-2-(1)-② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	a・ b ・c
Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		
	Ⅲ-2-(2)-① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	a ・b・c
	Ⅲ-2-(2)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・ b ・c
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。		
	Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	a ・b・c
	Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a ・b・c
	Ⅲ-2-(3)-③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	a ・b・c

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
	Ⅲ-3-(1)-① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	a ・b・c
	Ⅲ-3-(1)-② サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	a・b・ c
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
	Ⅲ-3-(2)-① 事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a・ b ・c

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
	Ⅲ-4-(1)-① 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	a・ b ・c
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
	Ⅲ-4-(2)-① サービス実施計画を適切に策定している。	a・ b ・c
	Ⅲ-4-(2)-② 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	a・ b ・c

評価対象Ⅳ

A-1 保育所保育の基本

		第三者評価結果
A-1-(1) 養護と教育の一体的展開		
	A-1-(1)-① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	a ・b・c
	A-1-(1)-② 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容及方法に配慮されている。	a・ b ・c
	A-1-(1)-③ 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容及方法に配慮されている。	a ・b・c
	A-1-(1)-④ 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容及方法に配慮されている。	a ・b・c
	A-1-(1)-⑤ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容及方法、保護者とのかわりに配慮されている。	a ・b・c
	A-1-(1)-⑥ 職員の接し方について、児童ひとりの個人として尊重する取り組みを行っている。	a ・b・c
	A-1-(1)-⑦ 入園当初の環境変化に対応できるよう支援している。	a ・b・c

A-1-(2) 環境を通して行う保育		
	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	a・b・c
	A-1-(2)-② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	a・b・c
	A-1-(2)-③ 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	a・b・c
	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかがわれるような人的・物的環境が整備されている。	a・b・c
	A-1-(2)-⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	a・b・c
	A-1-(2)-⑥ 施設・設備に関して、子ども・保護者や来所者が利用しやすいよう配慮した取り組みを行っている。	a・b・c
A-1-(3) 職員の資質向上		
	A-1-(3)-① 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	a・b・c

A-2 子どもの生活と発達

		第三者評価結果
A-2-(1) 生活と発達の連続性		
	A-2-(1)-① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	a・b・c
	A-2-(1)-② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a・b・c
	A-2-(1)-③ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a・b・c

A-2-(2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場		
A-2-(2)-①	子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	Ⓐ・b・c
A-2-(2)-②	食事を楽しむことができる工夫をしている。	Ⓐ・b・c
A-2-(2)-③	乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	Ⓐ・b・c
A-2-(2)-④	食育の取り組みを行っている。	a・Ⓑ・c
A-2-(2)-⑤	健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	Ⓐ・b・c
A-2-(3) 健康及び安全の実施体制		
A-2-(3)-①	アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	Ⓐ・b・c
A-2-(3)-②	調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒の発生時に対応できるような体制が整備されている。	Ⓐ・b・c

A-3 保護者に対する支援

		第三者評価結果
A-3-(1) 家庭との緊密な連携		
A-3-(1)-①	子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	a・Ⓑ・c
A-3-(1)-②	家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	Ⓐ・b・c
A-3-(1)-③	子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。	Ⓐ・b・c
A-3-(1)-④	保護者組織の活動に対する援助や意見交換を行っている。	Ⓐ・b・c
A-3-(1)-⑤	虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	a・Ⓑ・c

(参考)

	第三者評価結果		
	a	b	c
共通評価基準（評価対象Ⅰ～Ⅲ）	33	19	1
内容評価基準（評価対象A1～A3）	24	5	0
合計	57	24	1